

## 「新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針」が改定され「第3.1版」となっています

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」が3月3日に改定され、唾液検体の自己採取について、「施設等において無症状者に対して幅広く実施する検査の場合であって、医療従事者が常に立ち会うことが困難な場合は、実施する施設等の職員が検体採取に関する注意点を理解した上で確認すること」とされています。改訂版を協会ホームページにも載せていますので、ご参考にしてください。

## 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その37)」(3/8付事務連絡)

新型コロナウイルス感染症患者を、精神療養病棟入院料を算定する病棟に入院させた場合は、精神病棟入院基本料における特別入院基本料（561点）が算定できるとされています。精神病棟入院基本料の特別入院基本料を算定した場合、精神療養病棟入院料では包括されていた検査や投薬等の費用が算定できるとともに、要件を満たせば、救急医療管理加算1、二類感染症患者入院診療加算、二類感染症療養環境特別加算の新型コロナに関する臨時的な加算点数の算定も可能となります。

## 公的医療保険に加入していない方の「新型コロナ」行政検査の請求について

厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて(その4)」(3/8付)では、公的医療保険に加入していない方にPCR検査や抗原検査を行った場合の請求方法についてのQ&Aが追加されています。公的医療保険に加入していない方であっても、行政検査を行った場合は公費の対象です。事務連絡では「直接都道府県等に請求する」か「支払基金を通じて請求する」方法のいずれかとされていますが、県に確認したところ、高知県では支払基金を通じての請求だとのこと。公的医療保険に加入している場合の患者負担分だけでなく、10割全額を公費で請求することになります。

## 経過措置の期限が3月31日となっていた施設基準等が期限延長となります(3/10付事務連絡)

昨年度診療報酬改定で、施設基準等の経過措置の期限が本年3月31日までとなっていた下記のものについて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その期限が本年9月30日まで延長となりました。  
 <3月31日までとされていた期限が9月30日まで延長される経過措置等>

項目	経過措置
重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和2年3月31日時点で、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（結核、特定（一般病棟）、専門）、看護必要度加算（特定、専門）、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を算定している病棟又は病室については、令和3年3月31日までの間に限り、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとする。
入退院支援加算3	令和2年3月31日時点で、入退院支援加算3の届出を行っている保険医療機関は、同時点で配置されている「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師」については、令和3年3月31日までの間に限り、「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」の施設基準を満たしているものとする。
回復期リハビリテーション病棟入院料1・3	令和2年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟については、令和3年3月31日までの間に限り、「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」「管理栄養士の配置」（1に限る）に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料(特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和3年3月31日までの間に限り、入退院支援部門に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料(特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟又は病室については、令和3年3月31日までの間に限り、診療実績に係る施設基準を満たしているものとする。
機能強化型訪問看護管理療養費	令和2年3月31日時点で、機能強化型訪問看護管理療養費1、2又は3を届け出ている訪問看護ステーションについては、令和3年3月31日までの間に限り、看護職員割合に係る基準を満たすものとみなす。

「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」(3/5付厚労省発表)を協会HPに載せています